令和４年度　第１回　大阪府立学校いじめ防止対策審議会議事録

令和４年１１月２４日（木）

１０：００～１２：００

於：府庁別館６階教育委員会議室

出席者　伊山喜二（大阪社会福祉協議会）、栗本美百合（大阪府臨床心理士会）、

中村智恵美（大阪府立高等学校ＰＴＡ協議会）、峯本耕治（大阪弁護士会）、

山下仰（大阪精神診療所協会）

欠席者　新井肇（関西外国語大学教授）

事務局　大阪府立学校いじめ防止対策審議会規則第８条第２項、委員の過半数が出席されているので審議会の成立を確認します。

委員　　限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただければと思います。まず、いじめ認知件数の推移について事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、府立学校におけるいじめの状況について説明いたします。令和３年度におけるいじめの認知件数は429件となっており、児童生徒千人あたりに換算すると、これは3.8件であり、全国平均の4.4件と比較すると少ない状況です。これまでも府立学校に対しては、いじめの見落としをなくし、積極的にいじめを認知するように働きかけてきておりますが、まだまだ潜在している可能性があると考えています。令和３年度のいじめ発見のきっかけとしては、アンケート調査が最も多くを占めており、全体の約35％です。いじめの態様としては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、全体の過半数を超えています。その一方で、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」は約15％に留まっていますが、SNS上におけるいじめは教員からの発見が難しく、この数字以上に生起している可能性がございます。最後に、いじめの解消率ですが、令和３年度は約84％となっております。いじめ解消の定義は、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この２つを満たしていることが必要です。学校が、いじめが解消したと判断しても、陰でいじめがエスカレートし、いじめが再発する可能性もありますので、安易に解消とするのではなく、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する必要があると考えております。いじめの現状については以上となります。

委員　　府立学校でまとめるのではなく、高校と支援学校を分けて件数を報告した方がよいと思う。文科省も高校と支援学校は別々に公表していたかと思います。それぞれの校種別に比較するべきだと思います。支援学校のいじめの認知件数ですが、千人率でみると全国よりも大阪府の方が少し低いのではないでしょうか。

事務局　支援学校におけるいじめ認知件数の千人率は全国よりも少ないです。

委員　　高校も支援学校も認知件数が少ない。一方で、大阪府の小中学校のいじめ認知件数は全国平均よりも少し多い。ここの差が気になります。また、この認知件数というのはあくまで学校が認知した数であって、見落としがある可能性があると思います。

委員　　高校におけるいじめの解消率が89％になっているが、この数字は高すぎると思う。文科省はいじめの解消について、３ヶ月は観察しなさいと言っているので、学校の教員はこのいじめの解消の定義をそもそも知らないのだと思います。簡単に解消できると思い込んでいるのではないでしょうか。

委員　　解消率について、生徒間で表面上問題がないので、もう問題ないというようなことはあるかなと思います。昨今、ニュースでもありましたが、中学校でいじめ問題があったにも関わらず、高校でクラスが一緒になったりということもあるので、もう少し高校でも認識を深めて対応してほしいと思う。

委員　　解消率に関しては、認知した後の対応が悪い学校ほど上がる。なぜかというと、いじめ行為を隠れてやる、あるいは、その被害者に口止めをするという場合がある。被害者は学校に言っても仕方がないから言うのをやめておこうとか、苦痛があっても訴えなくなる。そのため、いじめの対応がうまくいかない学校ほど見ための解消率は上がる。ここが要注意です。

委員　　もし、いじめが１年生の時に起こったとして、簡単になくなったということはまずない。被害者は、３年間引きずることもたくさんありますので、やっぱりそこは丁寧に見ていくしかないと思います。思春期にいじめがあったりすると、お互いずっとそこのわだかまりは残っていくと思います。先生方が丁寧に次の学年に引き継いでいくということが、すごく大事だと思います。

委員　　統計的なところで言うと、この５年間ぐらいで、しっかり取り組んだ学校は認知件数が上がってきています。学校間の格差が大きいので、対応を考える上では学校を絞り込んで教育委員会が指導や研修をしていくことが効果的であると思います。

委員　　続いて、いじめ防止対策推進法第28条にかかるいじめ重大事態案件に関しまして、事務局から報告をお願いします。

（非公開）

委員　　では、続きまして、効果的ないじめアンケートの実施について、今回、これをテーマにした経緯や趣旨について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局　現在、すべての府立学校で年１回いじめアンケートを実施しています。この様式については、平成28年度の本審議会で協議していただき今の形式になりました。それまでは、統一したアンケートは実施しておらず、アンケートからの発見が非常に少なすぎるとの委員からのご指摘を受けて平成29年度からすべての府立学校で統一して実施する運びとなりました。この様式を用いてのアンケートは６年めを迎えましたが、先ほどの説明にもありましたように府立学校におけるいじめの認知件数は全国平均と比較するとまだ少ない状況です。また、先ほどのいじめ重大事態の調査報告書の中でも、１人１台端末を活用したアンケートの導入について提言を受けたところです。そこで、より効果的ないじめアンケートの実施に向けて協議していただければ幸いです。

委員　　実態の確認ですが、年に何回いじめアンケートを実施していますか。

事務局　このいじめに特化したアンケートに関しては、年１回以上です。ただ、これとは別に、従前から体罰、セクハラ、いじめ等、学校での困りごとを対象としたアンケートを年１回以上実施しています。

委員　　決まった様式で行っていますか。

事務局　決まった様式で行っています。これとあわせると年２回以上となります。

委員　　実際２回しかしていないですか。

事務局　学校独自で年３回実施しているところもあります。

委員　　何回しているかといった実態把握はしていますか。年３回は必要だと思う。２回だと間が空いてしまう。

事務局　府からは年２回と言っており、年２回だけの学校もあります。

委員　　実施時期は固定ですか。

事務局　実施時期については、特段定めてはいません。７月ごろに学校に通知するため、１学期の終わりに実施している学校もあれば、２学期が始まってから実施している学校もあります。

委員　　１学期はアンケートを実施しない学校もあり得ることになる。特に高校１年生にとって、１学期は危ない時期。５～６月ぐらいにクラスの様子がわかってきて、いやなことが起こり始めるタイミングである。学校内で書く形式ですか。

事務局　基本的には、ホームルームのときにその場で記入させている学校が多いと思います。

委員　　アンケートに答えたい子と、別に答えることがない子で、回答時間に差が出ない方がよい。選択肢についてはほぼチェックするだけにするなどの工夫が必要である。ただ、最後の記入欄が書きにくい。そこについてはタブレット化することを検討中ですか。

事務局　次年度は、１人１台端末を活用して実施したいと思っています。学校で答えても、家に帰ってから答えてもよい。自分が安心できる場所で答えることができると思っています。

委員　　学校で回収した方が、当然ながら回収率は上がります。ただ、このアンケートは本当に必要な人が書けるかどうかが問題だから、タブレットの方が良いと思います。

委員　　アンケートについては、年１回ではなく、年度途中でも聞いてあげてほしい。

委員　　いじめに特化すると、ダイレクトに書くのが怖い生徒もいます。健康調査のような、よく眠れていますか等のチェックリストで、すべてにチェックしている子どもに養護教諭の先生がアプローチするといったことも考えられると思う。直接いじめられていますと言いにくい子でも、最近眠れていないとかのチェックに対して養護教諭の先生から「体調大丈夫？」というように、すごく自然な話として聞けると思う。スクールカウンセラーにも繋げやすくなると思います。

委員　アンケートを回収した際、その日に内容を確認しているかどうか。一般的に、アンケートをする場合、その日に教員が２人以上で見られるような形にするために日程調整をする。忙しい時にすると後回しになってしまう。書いた生徒からするとしばらくしてからしか反応がないと、学校に対する信頼度が落ちてしまう。即日確認し、誰が確認するのか決めておくことが重要だと思う。

委員　学校は回収率を少なくとも把握していますよね。

事務局　「原則、全ての生徒から、何もなくても回収してください」と指示をしています。アンケート調査の実施については、146校中143校が年２～３回実施しています。年４回以上の学校は５校あります。

委員　アンケートに関して、今起こったいじめを把握するという形になっています。中学校のときのいじめのことも、本当は聞いておいた方がいいと思います。過去のいじめや学校生活のことを把握することは大切だと思います。

事務局　府立高校では、高校生活支援カードを全ての府立高校で実施しています。この中に、入学時の生徒や保護者のニーズや思いを拾い上げる項目があり、いじめに対して直接的ではないが、不安なことはあるかチェックを入れてもらうようになっています。その項目の中には、友人関係や提出物、成績、いじめ、進路について、生徒と保護者がそれぞれ記入する欄を設けています。

委員　保護者がいじめに負けずに頑張れというような場合は、書けないですよね。だから、本人が書くようなアンケートもいいのかなと思う。生徒本人が保護者に見られたくない、知られたくないという場合は書けない。

委員　タブレットを効果的に活用することは、どこの学校でもやろうと思ったら比較的簡単にできますか。

事務局　すべての生徒が端末を持っていますし、回答フォームは教育庁で作成しますので、十分に可能です。

委員　教育庁から学校への伝え方ですが、「年３回以上実施してください、この内容で実施してください」という伝え方はできますか。

事務局　いじめ問題については、我々としても非常に喫緊の課題と考えています。学校現場の意見を聞きながら、進めて行きたいと思います。

委員　タブレットを活用すれば、コストや教員の負担は軽減されると思います。学校に対しては少し強めの通知の出し方もしてもよいのではないでしょうか。

事務局　直近で言いますと、例えばヤングケアラーのアンケート調査についてはタブレットを活用して実施しました。当然、集計も非常に簡単にできるようになりました。

委員　タブレットを活用したいじめアンケートの導入については、積極的に考えていただきたいと思います。タブレットを効果的に活用することによって、学現現場の負担軽減にもなると思います。審議会の意見としてはその方向で進めていただきたいと思います。

委員　それでは、続きまして、「各校のいじめ対策委員会の在り方について」協議したいと思います。先ほどと同様、これをテーマにした経緯や趣旨について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局　続いて、各校のいじめ対策委員会の在り方についてです。いじめ防止対策推進法が施行されてから９年が経過し、いじめの疑いがあった際に、法に基づく学校いじめ対策組織で対応することはかなり浸透してきました。その一方で、その中で何を協議するのか、何を優先して取り組むべきなのかについては、まだまだ模索している状態が続いているように思います。先の事案の調査報告書の中でも、「いじめ防止対策委員会等の会議は開催されていたものの、見守り体制の具体性を欠く等、その質の面で課題が残る部分があった。この点に関しては、具体的事例における運用の在り方、事案に応じた対応のノウハウ、事案のアセスメントの精度を高める必要がある」と指摘をされたところです。そこで、本日は、各校のいじめ対策委員会の在り方について協議していただければと考えております。どうぞよろしくお願いします。

委員　まず、議事録は回収していますか。

事務局　個別の事案によっては提出してもらうことはあるが、全ての学校から議事録の回収は行っていません。

委員　年に何回やっているかは把握していますか。

事務局　多くの学校は年３回実施しています。１学期当初に年間計画をたて、９月頃に進捗状況の確認、年度末にまとめ、これで年３回となります。加えて、個別事案が生起した際には別途開催しています。

委員　３回は少ないと思います。ただ集まるだけではなく、その会議の中でいじめ事案についても必ず扱うべきだと思います。

委員　校長や教員が異動により変わった際、不登校の生徒の状況やいじめの事案等の引継ぎがきちんとできていないということがありました。学校として、いじめ対策委員会等の会議の記録を議事録として残して引き継ぎすることは非常に重要だと思います。きちんと引き継いで、きちんと対応していける体制を作っていく必要があるのではないかと思います。

委員　会議を開いたらその記録をしっかり残すのは当然のことだと思います。

委員　私も何回か支援会議等に出席したことがありますが、報告会になってしまっていることが多いです。本来は今後の支援方針があり、次の会議までには誰が何をするというところまで決める。次の会議では、その後どうなったのか、というところを確認し、方針に従って動けたか、というようなところを議事録に残していけるような様式が必要ではないかと思います。前回話したことがどうなった、ということが引き継がれていくことが大事だと思います。

委員　会議をやりました、というだけではなく、継続性を持った対応ができたかどうか、ということがわかる議事録が必要だと思います。

委員　高校は、法律やガイドラインの内容についての理解が不十分だと思う。高校は、小中学校と比べて、先生方のいじめ対応については、正確な知識とか意識が相当遅れていると思います。その理由としては、これまで結構な数の重大事態が起こっていますが、高校は、まだ少し遠い、違う学校のところで起こっているという意識がある。あまり自分たちの問題として受け止められていない。小中学校はやはり相当な数のいじめが生起していて、それぞれ教育委員会が濃厚に関わりながら、取組みを進めている。危機管理意識についても自治体によっては差がありますが、いじめの正確な知識とか意識が浸透している。高校ではまだまだそこが浸透していないので、テコ入れが必要ではないかと思います。だから、会議を開いて議事録を残すということをしていただきたい。そのため、教育庁で議事録の様式を検討して学校現場に下ろしてほしい。また、形式的に会議を開くのではなく、何のために必要なのか、アセスメントを行い、指導支援のプランを立てて、それをみんなでやっていくという事の重要性も学校現場に伝えてほしい。

委員　議事録は統一したフォーマットを使う形にしていくということでよいのでしょうか。

事務局　そのような様式を作成していきたいと思います。

委員　アセスメントとプランニングという項目を作ると良いのではないか。ただ報告して終わり、という会議もあるのでそのような会議にならないようにしてもらいたい。

委員　被害者のいじめ対応に関しては、被害者の支援に重点をおいて、見立てが非常に重要になります。いじめが起こった時にどうしても指導するという視点が強くなりがちです。特に高校の生徒指導の先生は指導的な思考でいじめ対応を行う傾向があります。そのため、被害者支援の視点がちょっと弱くなってしまう。議事録を学校現場に下ろした際に、アセスメントやプランニングの重要性を伝えていただければと思います。

事務局　ありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了いたします。